

# 補助金・税額控除 news



## 令和6年1月からスタートする新制度

令和6年1月1日よりスタートする様々な税制についてまとめました。詳細は過去のTAXNEWSをご参照ください。

### I 電子帳簿保存法(電子取引)

【TAX NEWS 119号 12月】

要件	システム導入 【原則】	検索機能の特例	前々期の売上 5,000万円以下	前々期の売上 5,000万円超	相当の理由
①検索機能の確保	○	○※	-	-	-
②改ざん防止措置	○	○	○	○	-
③見読可能装置の備え付け	○	○	○	○	-
④ダウンロード対応	-	○	○	○	○
⑤出力画面の提示	-	-	-	○	○
⑥相当の理由	-	-	-	-	○

### II 生前贈与加算の改正について

【TAX NEWS 110号 3月】

	改正前	改正後
相続財産に加算する贈与財産	相続発生前3年以内の贈与財産	相続発生前3年以内⇒7年以内(※)に延長 ※令和10年～12年までは段階的に延長
上記の加算額	基礎控除110万円控除前の金額で加算	基礎控除110万円控除前の金額で加算 (4～7年前は合計100万円控除後の金額で加算)

### III 相続時精算課税制度の改正について

【TAX NEWS 110号 3月】

	改正前	改正後
贈与税申告手続	贈与の都度申告が必要	贈与額が年110万円以下の場合申告不要
贈与税(累計2500万円超)	累計2,500万円を超えた部分×20%	贈与額から110万円控除して 累計2500万円を超えた部分×20%
相続財産に加算する贈与財産	精算課税選択後のすべての贈与財産	年110万円を除いた部分が相続財産に加算

### IV マンションの評価方法

【TAX NEWS 115号 8月】

$$\text{《新たな》マンション評価額} = \text{《現行の》マンション評価額} \times \text{区分所有補正率(※)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{建物: 固定資産税評価額} \times 1.0 \\ \text{土地: 路線価} \times \text{地積} \text{ または } \\ \text{固定資産税評価額} \times \text{倍率} \end{array} \right\}$$

※国税庁より計算ツールが公表されました。登記簿謄本より築年数、床面積等を確認し計算できます。

### V 新NISA

【TAX NEWS 117号 10月】

	旧NISA(～R5.12.31)		新NISA(R6.1.1～)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
購入方法	積立のみ	積立、スポット	積立のみ	積立、スポット
利用	選択制	選択制	併用可	
投資対象商品	金融庁が指定した投資信託	上場株式、投資信託等	金融庁が指定した投資信託	一定の上場株式、投資信託等
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税期間	20年間	5年間	無期限	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	

## 今年の春は省エネ化を進めるチャンスです！！

令和5年度補正予算案が令和5年11月29日に成立いたしました。

今回の補正予算案でのキーワードの一つとして、「省エネ」が挙げられます。背景としては、2015年に採択されたパリ協定の「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度より十分低く保ち、1.5度以内に抑える努力をする」という目標があります。目標達成の為に国としても大企業・中小企業問わず、本気で省エネ・脱炭素化に取り組む姿勢が補正予算案から伺えます。

今回は補正予算案の中でも、省エネに関する政策を中心にまとめていきます。

### 【事業と予算】

- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費(予算：2,025億円)
- ・省エネルギー投資促進支援事業費(予算：300億円)

※例年ですと、省エネ関連に充てられる予算は200億円程度です。

### 【補助金】

上記の事業を踏まえて「**省エネ補助金**」として、3つの類型を紹介します。

#### ① 工場・事業場型

内容：工場や事業場全体の省エネ化を目的としています。生産ラインの更新や集約などの工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取り組みを支援します。省エネ効果は「省エネ率と非化石割合増加率の合計で10%以上」、「省エネ量と非化石使用量の合計で700k1以上」、などが要件になります。

補助対象経費：設備費、設計費、工事費

補助金上限：最大20億円 補助率：2/3(中小企業の場合)

#### ② 電化・脱炭素燃転型

内容：中小企業の電化や脱炭素化を推進することを目的としています。化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換を伴う設備更新を支援します。

補助対象経費：産業用ヒートポンプ、業務用ヒートポンプ、低炭素工業炉、高性能ボイラなど

補助金上限：最大5億円 補助率：1/2

#### ③ 設備単位型

内容：リストから選択される省エネ機器への更新を支援するものです。予め定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備（業務用給湯器、高効率空調、産業用モータなど）の導入を補助します。

補助対象経費：設備費

補助金上限：最大1億円 補助率：1/3

## 2026年手形廃止に向けてご準備を！

### 【2026年手形廃止の背景】

約束手形は長年にわたって、日本の商取引において利用されてきた決済手段の1つです。原材料や資材の仕入れなど多額になるケースが多い業種（製造業や建設業等）では現在でも多く利用されているかと思えます。しかし、近年は電子決済サービスの普及により約束手形の決済残高（流通量）は、社会全体では減少傾向にあります。約束手形の特徴として①現金化するまでの期間が長いこと、中小企業の資金繰りを圧迫している。②不渡りを防ぐために手形帳を作成して管理する必要があり、事務管理に手間がかかる。また、手形を利用した不正につながっているケースも問題となっています。このような背景から2021年2月に政府は「2026年を目途に約束手形を廃止する」方針を決定しました。今回は2026年手形廃止に向けて、今のうちに考えるべきポイントについてお伝えします。

### 【今後の対策について】

手形というと受取手形も支払手形ありますが、今回は支払手形の対策について主にお話していきます。

#### ① 電子記録債権の活用

電子記録債権（でんさい）の導入も1つの手段です。電子記録債権とは、簡単に言うと約束手形の電子版です。基本的に紙の手形で出来ることは電子記録債権でも出来ます。電子記録債権に切替えるメリットは紙の手形は盗難や紛失によるリスクをはらんでいますが、電子記録債権の場合は電子データのためそういった管理が不要です。電子データのため、印紙代もかかりません。その代わりに手数料が発生します。紙の手形と違い、電子記録債権は債権を分割して譲渡・割引をすることも可能なため、紙の手形より使い勝手が良いのもメリットです。近年は手形が廃止されることを受けて、利用者は増えていくことが予想されますが、電子記録債権を利用するためには自社だけでなく、相手先の企業もでんさいネットに登録している必要があります。相手先企業の利用状況を確認いただき、切替を進めていきましょう。

#### ② 銀行振込に変更する

銀行振込に変更する場合は資金繰りに注意が必要です。約束手形の場合3～6か月支払猶予があるのに対して、銀行振込の場合は30日～45日での支払いサイトが一般的です。したがって、その差分1か月～3か月分くらい支払いが早くなるため、自社の資金繰りが悪化してしまう可能性があります。そのため、銀行振込に切替える場合は先に銀行からの資金調達をするなどして手元資金の確保をしましょう。目安として毎月支払いサイト3か月の手形1,000万円を振り出している場合、銀行振込に切替えると1,000万円×3か月分の3,000万円が資金不足となるため、その分を銀行から資金調達する必要があります。当座貸越の枠を持っている場合は、一時的にその枠を使って資金繰りを保つというのも良いと思います。

未締め翌月請求	(3か月サイト)					(1か月サイト)				
振出金額	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
					②	③、⑥	④、⑦	⑤、⑧	⑨	
支払金額	10M	10M	10M	10M	10M	20M	20M	20M	10M	

7～8月は他の月に比べて、プラス10M×3か月分の30Mが必要となる

### 【最後に】

今回は2026年の手形廃止に向けて、特に支払手形のことについて解説させていただきました。実際はすぐに銀行振込に変更することは難しいかもしれませんが、現在電子化に向けて社会が動いておりますので、今回紹介した電子記録債権の普及も進んでいくことが予想されます。電子記録債権を導入するメリットや、銀行振込にした際の資金繰りについて改めて考えていきましょう。

## 令和6年10月より短時間労働者の 社会保険適用範囲が拡大されます

令和4年10月改正の第2弾として令和6年10月より、被保険者の総数が常時50人(令和4年10月は100人)を超える事業所について、要件を満たす短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。対象となるパート・アルバイト等の多い事業所では、今一度の準備が必要です。

### ①社会保険適用範囲の拡大

現在、厚生年金保険の適用対象者(以下、「被保険者」と言います)の総数が常時100人を超える「特定適用事業所」では、パート・アルバイト等の短時間労働者も社会保険に加入しなければなりません。

この「特定適用事業所」の範囲が、令和4年の100人超を経て、**令和6年10月からは被保険者が常時50人を超える事業所に拡大されます。**

加入対象者は次の全ての条件を満たすパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 雇用期間が2か月を超えて見込まれる
- 賃金の月額が88,000円以上である
- 学生でない

### ②考えられる影響

#### (1) 事業主の社会保険料負担増

例: 加入対象者 30人(全員 40~65歳)  
 平均給与月額 100,000円

→この場合の社会保険料の事業主負担額は年間  
**5,313,168円**となります!

※協会けんぽの平均料率・介護保険料を対象とした場合の概算(令和5年10月現在)

#### (2) 短時間労働者の社会保険料負担

(1)の概算の場合、一人当たり年間約18万円の社会保険料負担が発生します。また、社会保険料の負担分、手取りの給与額が減ってしまいます。

#### (3) 社会保険の資格取得手続き

対象者が多いほど、社会保険加入の手続きが多く発生します。

#### (4) 労働条件の変更等の調整

以下のような変更が想定されます。必要に応じて従業員一人一人と面談を行い、調整を行っていく必要があります。

・働き方を維持して、社会保険に加入  
 →社会保険料分の手取り給与が減少します。\*

・社会保険加入を機に、労働時間を増やす(週30時間等)

※前記2点の場合には、配偶者に家族手当が支給されている場合、支給額等の変更がないか確認する必要があります。

・週20時間未満に抑え、社保に加入しない働き方に変更する  
 →雇用保険も資格喪失するため、育児休業給付や失業時の給付を受けることができない場合があります。

### ③必要な準備

令和6年10月より新たに特定適用事業所となる事業所において、必要な準備は以下の通りです。

#### (1) 社会保険加入対象となる短時間労働者の把握

雇用保険の加入要件が週20時間以上であることから、「雇用保険加入」かつ、「社会保険未加入」の短時間労働者が今回の法改正に伴う社会保険加入の対象となります。

#### (2) 従業員への説明

配偶者の扶養の範囲内で働いていた短時間労働者に対し、令和6年10月からは年収が130万円未満であっても要件に該当する働き方であれば扶養から抜けて社会保険に加入することになることを説明します。

#### (3) 労働条件の見直し

②(4)で述べたような選択肢から、どのような働き方を希望するか、一人一人確認します。

#### (4) 資格取得手続きの準備

令和6年10月以降、社会保険の資格取得の届出が必要です。

\*社会保険料分の手取り給与が減少する問題等の対策「社会保険適用促進手当」に関する詳しい情報は、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

社会保険の適用拡大についてお困り事がございましたら、お気軽にご相談下さい。





## 『仕事は君を幸せにする』

浜口隆則(著)

きずな出版  
(2023/10)  
1,760円

人生100年時代において、仕事と幸福がつながる生き方が大事になるなか、気づきに溢れる一冊です。

### 【感想】

「日本の開業率を10%に引き上げます！」をミッションとするビジネスバンク社を20代で創業し、『戦わない経営』『起業の技術』『守りの経営』などの著書を持つ、浜口隆則さんによる新刊。

「われわれにとって仕事とは何か?」「なぜ、仕事が幸せとつながるのか?」について、仕事・経済・お金・会社・人生というキーワードで、シンプルかつ本質を突いた解説をされています。

「人を大切に作る経営」が年々注目度が高まっていますが、これからは、経営者が上記のような社会の仕組みなどについて社員に伝えていきながら、会社の事業・仕事がどう幸福につながっているのかを追求していくことで、社会から必要とされる会社になっていくように思われます。

「生活のために働く」だけでなく「自分やまわりの幸せのために働く」ことを追求していきたい方にはぜひ読んでいただきたい一冊です。一見、若者向けの書籍に思われますが、あらゆる世代に響く内容です。

### 【以下引用】

・登山をする時、登り始めて山の下の方にはいるときは、高い木々に囲まれていて全体のことが見えません。しかし、登り続けて山の上の方に来ると視界が広がり、今まで見えなかった多くのものが見えるようになります。成長するのは、それと同じです。今まで気づけなかった多くのことに気づけるようになります。経験豊富な人が「人や何に対しても感謝できるようになる」のは、このためです。成長すると「感謝できる能力」が磨かれるのです。

#### ・経済活動の本質

- 1 任された分野に集中する
- 2 生産性を上げる
- 3 交換して補完し合う

#### ・仕事の3つの要素

- 1 任される分野に集中する
- 2 価値をつくり出す
- 3 対価を得る

・持っているお金 = 提供した価値 - 利用した価値 = 余剰の価値 = 社会貢献

・仕事というのは「任せごと」です。広くは社会から、狭くは会社から「ここをやって欲しいな」という分野を任されています。ですから、任せて安心してもらえない何かを持っていないといけないということです。

「お金を払ってもらえるレベルの価値」を提供することが仕事です。

2024年最初の一冊は、人生や幸せについて考えるキッカケとなる書籍をご紹介します。社会から「何を任せられるか?」を改めて考える一助となればと思います。